

飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて
(貨物自動車運送事業法に基づく標準貨物自動車運送約款の適用細則)

令和元年 7 月

国土交通省自動車局貨物課

[標準貨物自動車運送約款の位置付け]

- トラック事業者は、多くの場合、国土交通大臣が定める標準貨物自動車運送約款（告示）を用いています。
- 運送約款は、運送契約の基礎を成すものであり、特段の定めがなければ、この約款が法的効力を有するものであり、これに従って処理されることとなります。
- これを踏まえ、飲料配送において、事故や急ブレーキ、路面環境等により、貨物に毀損等が生じた際の賠償等の処理に当たっての、標準貨物自動車運送約款の適用細則は、以下のとおりです。

1. 飲料配送で貨物毀損が生じた際の毀損範囲・損害賠償の範囲について

～ 貨物の毀損範囲はどこまでか、賠償責任の範囲はどこまでか ～

（１）標準貨物自動車運送約款における関係規定

（損害賠償の額）

第四十七条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。

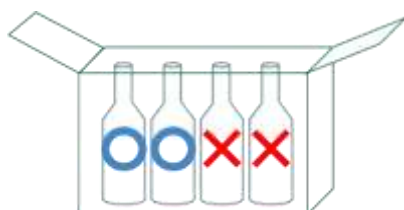
3～5 （略）

（２）飲料配送中に貨物が毀損した場合への標準貨物自動車運送約款の適用について

① 基本的な考え方

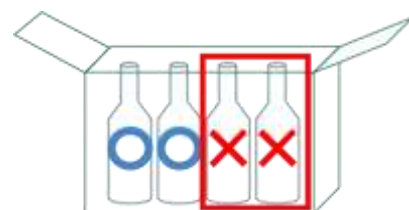
- 基本的な考え方としては、個々の商品（段ボールに梱包されている飲料（缶、ペットボトル等））について個別に毀損の有無・範囲を判断することとなります。
- また、損害賠償については、毀損範囲に対して発生します。

<毀損範囲の判断>



包装資材を開封し、個々の商品について
毀損しているか否かを判断

<損害賠償の対象範囲>

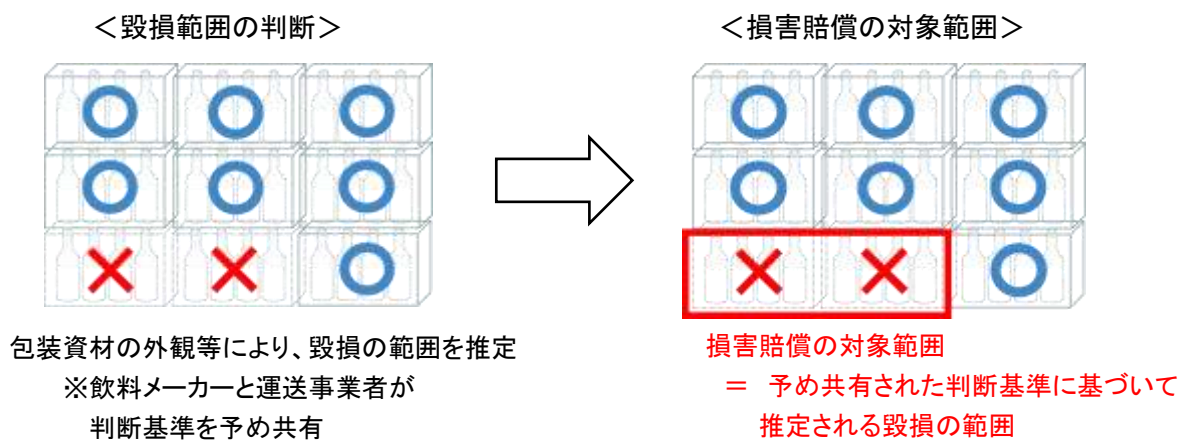


損害賠償の対象範囲
＝ 実際に毀損している商品

② 段ボールの外観から中味（缶・ペットボトル等）の毀損の有無・範囲を推定する場合

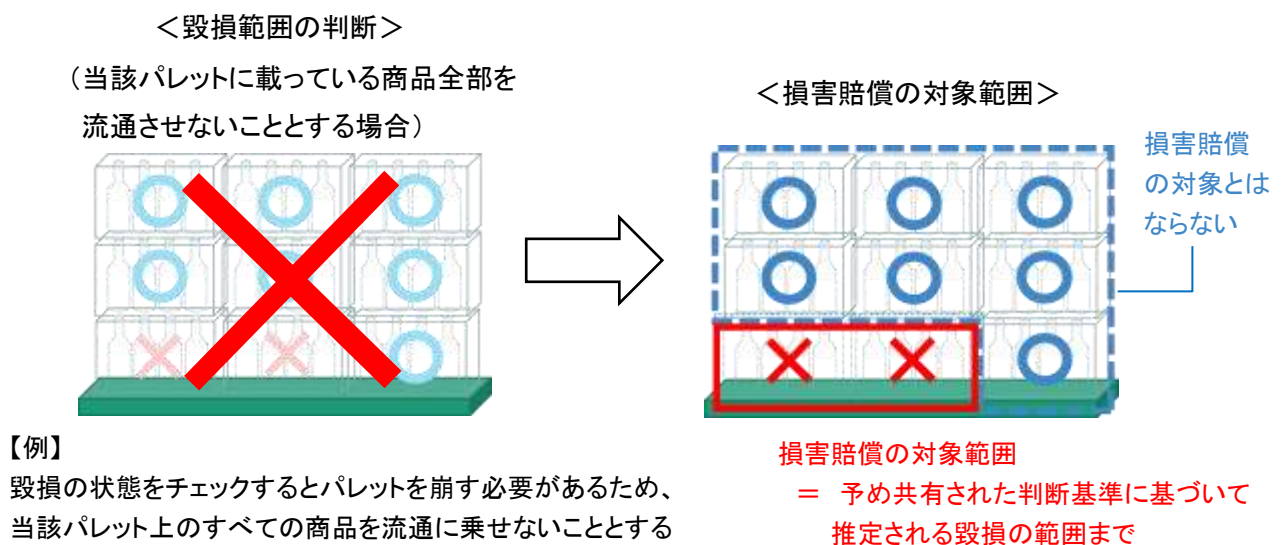
- 実務においては、段ボールを開けて毀損の有無を、現場で1本1本確認することは、作業効率等の観点からも現実的ではない場合もあります。
- こうした場合、段ボールをいちいち開けなくても済むように、
 - （ア）予め、飲料メーカーと運送事業者との間で共有された判断基準が設けられ、かつ、
 - （イ）その基準に沿って外観（箱の擦れや折れの程度等）から毀損範囲の推定が行われる、という方法も取り得るところです。

※ 段ボールの外観から中身の毀損の有無を推定する方法をとる場合には、判断基準に関する理解がきちんと共有され、飲料メーカーと運送事業者との間で判断に差異が生じないことが重要です。このため、飲料メーカー、運送事業者、その他関係者間で判断基準をあらかじめ共有しておくことが重要です。



(参考) 毀損範囲以外の部分も含めて商品を流通させない場合について

- 一方、前述の方法により毀損したと判断された部分（箱単位等）と毀損していない部分とが、同一のパレット内に混在する場合など、パレットを崩して分別をすると作業効率が損なわれる等の理由から、そのパレットに載っている商品（箱単位）全部をまとめて、流通させないこととする場合もありうるようです。
- こうした判断がされること自体は、効率性等の観点から、ありうるものですが、この場合にも、運送事業者の損害賠償の範囲は、予め共有された判断基準に基づいて推定される毀損範囲となります。



2. 運送事業者から損害賠償がされた際の所有権及び廃棄処理費用の扱い

～ 損害賠償がなされた場合の貨物の扱い等について ～

(1) 標準貨物自動車運送約款における関係規定

(賠償に基づく権利取得)

第五十一条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

【参考】

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(損害賠償による代位)

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

(2) 基本的な考え方

- 毀損しているものとして処理される貨物について、運送事業者から価額全部の賠償がなされた場合には、賠償された貨物の所有権は、運送事業者に移転するのが原則となります。

ただし、その場合も、飲料メーカーにとってブランド信用力を損なうことがないようにする等の理由により、流通が禁止される等の制約が生じることはあります。

※ 運送事業者が所有権を取得した後、運送事業者が廃棄物として廃棄物処理業者に処理委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に処理を行う必要があります。

(3) (2) 以外の扱いについて

- 飲料メーカー側の判断として、ブランド信用力を損なうことがないように、商品を運送事業者へ引き渡すことなく、飲料メーカーが所有権を持つこととする場合があります。
- その場合には、運送事業者からの賠償額を相応に減額（＝価額全部の賠償ではない）する（又は、価額全部の賠償がなされた後に飲料メーカーが買い戻す）などとし、その旨を契約で明文化することとなります。

※ この場合において、当該商品の流通防止等の観点から、飲料メーカーが廃棄処理等を行う場合は、飲料メーカーの負担において行うこととなります。

3. その他（安全・安定な運送のための荷造り・積付け）について

（１）標準貨物自動車運送約款の関係規定

（荷造り）

第十一条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（積付け、積込み又は取卸し）

第十六条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2・3 （略）

（２）荷造り

- 飲料のパレット積みに際しての包装資材の糊打ちやストレッチフィルム巻きなどの措置については、荷送人においてそれらの要否を判断し、適切に行うことが原則となります。

（３）積付け

- 安全・安定な運送のためのシートがけや固縛等の積付けについては、運送事業者が責任を持ち、約款に沿って行うことが原則となります。